

専門部会の設置案について

○「人材育成」「相談支援体制」「就労」「地域移行」「医療的ケアを要する障がい児者支援」の5つの部会設置について、前回協議会で提案のあったところ。

○事務局としては、「人材育成」「相談支援体制」「医療的ケアを要する障がい児者支援」の3つの専門部会を今年度中に先行して立ち上げ、進捗や協議等の成果等を見ながら、残り2つの専門部会を設置することを提案したい。

1 専門部会の設置に関する考え方

- ・「すべての部会設置に向けて考える」ことは基本であるが、これまで部会が全くなかったところに5つの専門部会を同時に定め、一斉に議論を開始し、それぞれにおいて効果的な成果を出すことは、協議会の運営上現実的に難しいと考えられる。
- ・できることから、着実に進め、進捗管理をそれぞれの委員や部会が行い、その成果を確認しながら継続する取組としたいため、現状や課題等を踏まえ、先行する部会を選定し、進捗や成果を協議会にフィードバックしながら、後発の部会を始動させたい。

2 本体協議会との関係及び専門部会の進め方

- ・現在の協議会を「全体会」とし、全体会では従前の協議や主要な課題への対応に係る方向性の議論を行い、専門部会では個々の議論の選別・整理・類型化の下、実質的な対応策の検討を行う。
- ・専門部会では、ある程度限定された分野の課題を掘り下げ、進捗を全体会に報告する。
- ・全体会は年に3～4回行い、専門部会は(進捗次第で)いずれかの部会を毎月行うこととしたい。

3 当初設置する専門部会の選定(案)

(1)人材育成部会

○理由

「人材育成」部会は、相談支援専門員とサービス管理責任者等のカリキュラム改定が平成31年度に予定されていることから、これを意識して成果物を検討するとすれば、スケジュールが比較的組みやすく、また、当該成果も人材育成ビジョンの策定など他の部会より具体的な提示が可能であると考えられるため、進め方のモデルにもなり得る。

○取組み方針

- ・平成31年度に予定されているサービス管理責任者・児童発達管理責任者・相談支援専門員研修カリキュラムの鳥取県版の検討及び策定を行う。
- ・サービス管理責任者・児童発達管理責任者・相談支援専門員の人材育成ビジョンの策定を行う。

○構成メンバー(オブザーバー含む)案

鳥取県厚生事業団、現在サービス管理責任者等研修や相談支援従事者研修に関わっている講師等を中心に選定。

(2)相談支援体制部会

○理由

計画相談について、作成率が100%に近付いたが、相談員の人材不足やサービス等利用計画の質の問題など、課題が山積しており、相談支援体制のあり方について、全県的に検討が必要な時期に来ていると考えられる。

○取組方針

圏域ごとの相談支援体制の状況評価を行い、県内の相談支援体制(基幹相談、委託相談、計画相談)の充実、相談支援専門員の負担の適正化を図るとともに障害者ケアマネジメントの質の向上を目指す。また、市町村、圏域協議会の取組状況の把握及び、本協議会の圏域課題の調査検討業務等も含めた、相談支援アドバイザーの活用方法の検討を行う。

○構成メンバー(オブザーバー含む)案

相談支援専門員、相談支援アドバイザー、市町村(協議会)など

(3)医療的ケアを要する障がい児者支援部会

○理由

児童福祉法の改正や障害児福祉計画の中で各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとなっており、各圏域での取組を促進するためにも、県が率先して設置する。

○取組み方針

医療的ケア児者が地域で生活するために必要な社会資源の検討や、サービスの不足があるのであれば、その支援策の検討を行う。併せて、医療的ケア児者の支援コーディネーターのあり方の検討を行う。

○構成メンバー(オブザーバー含む)案

総合療育センター、鳥大医学部小児在宅支援センター、障害福祉サービス事業所(生活介護等)、相談支援事業所、県教育委員会(特別支援学校を含む)、家族・保護者団体、市町村(協議会)など。(一部の固定した検討メンバーは必要であるものの、多方面から意見を聞く必要があるため、その他のメンバーは流動的でもよいのではないかと)